

第 49 回衆議院議員選挙に際して  
LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する  
各候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

政党名 ( 日本共産党 )  
選挙区 ( 茨城5区 )  
候補者名 ( 飯田美弥子 )  
ご担当者のお名前 ( )  
連絡先電話番号 ( )

問1. 個人の選挙公約に性的指向・性自認に関する人権を保障する施策について記載はありますか。(選択式)

- 選択肢: 1. 記載がある  
2. 記載はないが、取り組む予定である  
3. 記載はなく、取り組む予定もない  
4. その他 ( )

問2. 超党派の「LGBTの課題を考える議員連盟」で今年5月に与野党合意に至った法案について賛成ですか反対ですか(選択式)

- 選択肢: 1. 賛成  
2. 反対  
3. その他 ( )

問3. 性的指向及び性自認に関する法整備について、いつまでに成立させるべきとお考えですか(選択式)

- 選択肢: 1. 早急に成立させるべきだ  
2. 法整備は必要だが、さらに検討を重ね、国民的合意を図るべきだ。  
3. 法整備の必要性について、引き続き議論すべきだ。  
4. 法整備は必要ない  
5. その他 ( )

問 4.以下の各分野の課題について、どのようなスタンスでしょうか。(選択式)

	賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	その他/1-4 から選択肢を選んだうえでの補 足、等 (自由回答)
(1) LGBT に対する (性的指向・性 自認に係る)、差別や不利益取扱い防 止・禁止する法律やルールを制定すべ きだ。	1	2	3	4	
(2) 学習指導要領に盛り込み義務教 育の中で性的指向・性自認の多様性 について子ども達に教育すべきだ。	1	2	3	4	
(3) 学校における、LGBT へのいじ め・ハラスメントの防止体制を確立す べきだ。	1	2	3	4	
(4) 多様な性自認・性的指向に基 いた適切な対応ができるよう、教育現 場や医療現場など各分野の実態調査を 行い、結果を公表すべきだ。	1	2	3	4	
(5) 性的指向・性自認に関する職 場の取り組みについて、国が広くガイ ドラインを策定するなど、企業等の取 組みを積極的に支援すべきだ。	1	2	3	4	
(6) 困難を抱く「LGBT」等当事 者に対する、相談・支援の仕組みを、学 校・職場・地域等に整備するべきだ。	1	2	3	4	
(7) 相続や各種の保障などについて 民法上、同性パートナーが配偶者とし て扱われないことで生じる不利益を、 同性パートナーも配偶者として同等に 扱うことで、解消すべきだ。	1	2	3	4	

(次のページへ続きます)

問 5.性同一性障害特例法の見直しについて、下記の背景を踏まえて、お答え下さい。(選択式)

(背景)

戸籍の性別変更の要件は、性同一性障害特例法(2003年成立、2008年改正)で定められています。しかし、海外の現状と比べると要件が厳しすぎると指摘されています。現在要件外の当事者についても、円滑な社会生活を行えるよう、改正を求める強い要望が当事者団体などから出されています。たとえば、

- ・「現に未成年の子がいないこと(子なし要件)」に関して  
→未成年の子どもがいても、子どもが親の外見等の変更を受け容れていたり、円滑で安定的な就労による子の扶養のためにも、性別変更が望ましいと思われるケースが少なくない。性別変更を認める諸外国(イギリス、フランス、イタリア等)では、こうした要件を課す国はない。
- ・「手術要件」に関して  
→既に海外では手術を性別変更の要件にしない国が増えつつある(現在81ヶ国)。WHOの勧告にあるように、戸籍の性別変更手術を要件とすることは、人権上問題である。また身体的・経済的負担が非常に大きいことから問題であり、外すべきである。加えて、たとえば卵巣はあるが子宮がない(あるいは機能していない)ような場合にも手術を必要とするのは、不適切である。
- ・「非婚要件」に関して  
→特例法では性別変更にあたり「現に婚姻していないこと」を要件にしています。この「非婚要件」については近年ヨーロッパ諸国を中心に同性婚が認める国が増え、そのような国々を中心にこの要件は廃止となっています。

	積極的に 見直して 改正すべ き	改正が必 要か否か 検討すべ き	見直す 必要は ない	答えら れない /わか らない	その他/1-4から選択 肢を選んだうえでの補 足、等(自由回答)
(1) 子なし要件を削除し、家庭裁判所による個々の事情を踏まえた判断にゆだねる	①	2	3	4	5
(2) 手術要件を削除する	①	2	3	4	5
(3) 必要な関連法改正を行ったうえで、非婚要件を削除する	1	②	3	4	5

問 6. 最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

司法研修所の同期にゲイであることを公表して活動している N さんがいます。

前に働いていた法律事務所の事務員の妹さんは、その後弟さんになったと聞いています。

また、刑事事件の被告人で、女同士で「夫婦」として暮らしていた人達を担当したことがあります。

カミングアウトするには勇気が要り、また、家族も受け入れるのに時間がかかると聞いています。

どういう配慮が必要か、当事者のお声をうかがいたいです。